

# 地域の力で住みよいまちへ 自治会に加入して地域活動に参加しませんか

☎市民協働課 ☎70・5640

市内の各自治会では、思いやりのある素晴らしい地域社会をつくろうと、協力し合いさまざまな活動を行っています。皆さんも自治会へ加入して、地域の一員として積極的に活動しませんか。各自治会の活動内容や加入の手続きなどは、同課へ。

### ■住みよい環境づくり

ごみ収集所などの管理や清掃、美化活動に取り組んでいます。

### ■安全安心なまちづくり

防犯灯の維持管理や交通安全・防犯パトロールなどに取り組んでいます。

### ■地域の親睦を深める活動

運動会や盆踊りなどで親睦を深め、活気ある地域づくりに努めています。

### ■広報活動

回覧板を回したり、広報紙を作成したりして情報を共有し、日常生活を快適に過ごせるように努めています。

### ■地域集会施設の管理・運営

地域の皆さんが集まり交流を深めることができるよう、集会施設の管理や運営を行っています。

### ■自主防災活動

万が一の災害に立ち向かうには、日頃から協力し合い、隣近所の連携を深めておくことが大切です。各自治会では自主防災グループを組織し、防災訓練や資機材・食料の備蓄など、防災体制づくりに取り組んでいます。



## 自治会役員名簿(任期：27年3月31日まで)※本人の承諾を得て掲載しています

### ◆落合自治会

会長 庄司 周造  
副会長 土田 好一  
会計 比留川 久善  
監査 加藤 宣真  
1区 長 青柳 眞美  
2区 長 谷部 堅  
3区 長 谷部 堅  
4区 長 鹿嶋 幸俊  
5区 長 山田 分  
6区 長 国分 倉和  
7区 長 新深 倉山  
8区 長 山田 文雄

### ◆中村自治会

会長 山田 文雄  
副会長 鈴木 賀夫  
会計 小川 林勝  
監査 山本 高男  
1区 長 吉野 博美  
2区 長 阿部 洋一  
3区 長 池田 賢慶  
4区 長 高嶋 昭  
5区 長 高嶋 昭  
6区 長 高嶋 昭

### ◆上深谷自治会

相談 役 増田 謙夫  
会長 高島 孝幸  
副会長 比留川 義昭  
書記 大村 光弘  
会計 照井 敏明

監事 阿部 留川  
1区 長 比留川 留川  
2区 長 比留川 留川  
3区 長 比留川 留川  
4区 長 比留川 留川  
5区 長 比留川 留川

### ◆蓼川自治会

会長 丸谷 克巳  
副会長 蜂谷 敏夫  
書記 中谷 幸安  
監査 大塚 彰一  
1区 長 柴田 孝保  
2区 長 杉久 角  
3区 長 杉久 角  
4区 長 杉久 角

### ◆大上自治会

会長 見藤 山正  
副会長 山口 松一  
書記 小黒 野田  
監査 小増 平田  
1区 長 松増 加賀美  
2区 長 加賀美 武田  
3区 長 菅原 次  
4区 長 菅原 次  
5区 長 菅原 次  
6区 長 菅原 次  
7区 長 菅原 次  
8区 長 菅原 次  
9区 長 菅原 次  
10区 長 菅原 次  
11区 長 菅原 次

### ◆寺尾南自治会

相談 役 橋本 勝義  
会長 遠藤 三西  
副会長 西中 志志  
会計 志志 森宮  
監査 宮崎 八木  
1区 長 中橋 弘一  
2区 長 中橋 弘一  
3区 長 中橋 弘一  
4区 長 中橋 弘一  
5区 長 中橋 弘一

### ◆寺尾北自治会

会長 井川 忠志  
副会長 佐藤 善義  
書記 田代 科好  
監査 遠藤 正忠  
1区 長 植野 川一  
2区 長 植野 川一  
3区 長 植野 川一  
4区 長 植野 川一  
5区 長 植野 川一

### ◆寺尾北自治会

会長 山竹 泰俊  
副会長 山竹 泰俊  
書記 山竹 泰俊  
監査 山竹 泰俊  
1区 長 山竹 泰俊  
2区 長 山竹 泰俊  
3区 長 山竹 泰俊  
4区 長 山竹 泰俊  
5区 長 山竹 泰俊

事務 局長 伊藤 石近  
副局長 伊藤 石近  
1区 長 伊藤 石近  
2区 長 伊藤 石近  
3区 長 伊藤 石近  
4区 長 伊藤 石近  
5区 長 伊藤 石近

### ◆寺尾天台自治会

会長 藤崎 川藤  
副会長 藤崎 川藤  
書記 藤崎 川藤  
監査 藤崎 川藤  
1区 長 藤崎 川藤  
2区 長 藤崎 川藤  
3区 長 藤崎 川藤  
4区 長 藤崎 川藤  
5区 長 藤崎 川藤

### ◆小園自治会

会長 矢野 笠川  
副会長 矢野 笠川  
書記 矢野 笠川  
監査 矢野 笠川  
1区 長 矢野 笠川  
2区 長 矢野 笠川  
3区 長 矢野 笠川  
4区 長 矢野 笠川  
5区 長 矢野 笠川  
6区 長 矢野 笠川  
7区 長 矢野 笠川  
8区 長 矢野 笠川  
9区 長 矢野 笠川

### ◆早川自治会

会長 貝原 孝久  
副会長 貝原 孝久  
書記 貝原 孝久  
監査 貝原 孝久  
1区 長 貝原 孝久  
2区 長 貝原 孝久  
3区 長 貝原 孝久  
4区 長 貝原 孝久  
5区 長 貝原 孝久

副会長 武正 良幸  
会長 武正 良幸  
副会長 武正 良幸  
書記 武正 良幸  
監査 武正 良幸  
1区 長 武正 良幸  
2区 長 武正 良幸  
3区 長 武正 良幸  
4区 長 武正 良幸  
5区 長 武正 良幸  
6区 長 武正 良幸  
7区 長 武正 良幸  
8区 長 武正 良幸  
9区 長 武正 良幸  
10区 長 武正 良幸

副会長 須西 花佐  
会長 須西 花佐  
副会長 須西 花佐  
書記 須西 花佐  
監査 須西 花佐  
1区 長 須西 花佐  
2区 長 須西 花佐  
3区 長 須西 花佐  
4区 長 須西 花佐  
5区 長 須西 花佐  
6区 長 須西 花佐  
7区 長 須西 花佐  
8区 長 須西 花佐  
9区 長 須西 花佐  
10区 長 須西 花佐

表1 保険税の税率・金額・限度額  
【25年度税率(改定後)】

区分	①基礎課税額	②後期高齢者支援金等課税額	③介護納付金課税額
所得割額	5.60%	1.95%	1.80%
(総所得金額-33万円)×上の率			
均等割額	1万6800円/人	6800円/人	6000円/人
平等割額	1万9200円/世帯	7200円/世帯	6000円/世帯
限度額	51万円	14万円	12万円

【税率改定前】

区分	①基礎課税額	②後期高齢者支援金等課税額	③介護納付金課税額
所得割額	5.00%	1.70%	1.25%
(総所得金額-33万円)×上の率			
均等割額	1万6500円/人	6500円/人	6000円/人
平等割額	1万9000円/世帯	7000円/世帯	6000円/世帯
限度額	51万円	14万円	12万円

表2 保険税軽減の基準と割合

基準	割合
世帯主と被保険者(特定同一世帯所属者)の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がA以下 A=24万5000円×(世帯主以外の被保険者数+世帯主以外の特定同一世帯所属者数)+33万円	5割
世帯主と被保険者の合計所得がB以下 B=35万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+33万円	2割

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む  
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

25年度から保険税額(率)を改定しました(表1)。  
医療の高度化や加入者の高齢化などにより、医療にかかる費用が年々増加していることに対応するものです。保険税軽減の基準と割合(表2)などは、前年度と変わりません。  
国民健康保険は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は次の①②③の合計です。  
①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額③40歳以上の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額。  
年金から差し引きとなる(特別徴収)対象世帯  
65歳以上の国保被保険者のみで構成される世帯では、原則として世帯主の年金から差し引きとなります。次の①②③の全てに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主が75歳になる世帯は、その時点で国保の資格を失った対象外です。  
①国保の被保険者全員が65歳以上74歳②世帯主が国保に加入している③年金給付額が年18万円以上④介護保険料が年金から差し引かれている⑤保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない

6月中旬に納税通知書を送ります。  
特別徴収対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険税が差し引きとなりますので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。  
非自発的失業(離職者)に対する軽減制度  
倒産や解雇など非自発的に失業(離職)した加入者で、次の①②③の全てに該当する場合は、軽減を受けることができます。高齢受給資格者と特別受給資格者は対象外です。  
①平成21年3月31日以降に失業②失業時に65歳未満③雇用保険を受給し、特定受給資格者か特定理由離職者に該当(雇用保険受給資格者証の離職理由コードによる)。  
▼内容 前年の給与所得を100分の30とみなして所得割を算定▼期間 離職日の翌日〜翌年度末(期間中に会社の健康保険に加入するなど、国保資格を喪失した場合は、軽減措置終了)▼印鑑 離職理由の該当などを保険年金課で確認し、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参して同課へ直接。  
☎同課 ☎70・5617。

## 国民健康保険税額(率)を改定しました 所得への基礎課税5・6%に